

2月に引き続き、3月も滞納整理強化・納付推進月間です！

「おしえてゼイコップ」税金滞納Q & A



税金を納めなかったらどうなるの？



滞納処分を受けることになります。滞納町税などは督促状を送付して10日を過ぎても納付が確認できない場合、法律の規定により早急に財産の差押えをしなければならないことになっています。給与所得者は給与、自営業者は売掛金、年金所得者は年金などの債権の差押えや、住居や事務所などの検索による財産の差押えなどを受けることになりますので、納付期限内に忘れずに納付しましょう。



急に差押えをされたんですが…どうして？



催告書が無視しませんでしたか？ 催告書は、財産の差押え前に送付して注意喚起するものです。うっかり納付を忘れてしまうこともあるでしょうから、必ず確認しましょう。



一度に納められないときは、分割してもらえますか？



町税などは条例の規定に基づき納付期限が定められているため、原則として分割納付は認められません。ただし、納付期限内に納付できない正当な理由がある場合や差押え可能な財産がない場合などは、特例により1年間の分割納付が認められる場合があります。どうしても納付期限内に納付できない場合には、早めに納税相談に来庁しましょう。



滞納すると、延滞金がかかるってホント？



本当です。納付期限内に納付した納税者との間に公平を保つため、法律の規定により年14.6%の利率で延滞金がかかります。余計な金額を納めないためにも、口座振替などを利用し、計画的に納付しましょう。
※延滞金の利率には特例基準があり、平成28年中は9.1%の利率になります。

★納税相談できる日（3月）

相談日	時間
3月4日(金)	
3月11日(金)	午前10時～午後4時
3月17日(木)	
3月23日(水)	午前10時～午後8時
3月24日(木)	



滞納がある方には、黄色の封筒で「催告書」や「差押執行予告書」を送付しています。同封の納付書で、**指定された期日までに必ず納付しましょう。**納付が確認できない場合は、財産の差押えを受けることになります。計画的な資金繰りを心がけ、納税に不安がある方は、早めに納税相談をしましょう。

問い合わせ・ご相談 町民税務課税務係 ☎46-1372

※納税相談は、完全予約制となります。納税相談担当職員が不在の場合には、納税相談ができませんので、必ず事前の電話予約をお願いします。

おらほの納税教室 第5話

ゼイコップ



次号につづく

ペンネーム★リョーコ

今月の税

後期高齢者医療保険料…第9期
介護保険料……………第9期

納付期限
3月31日(木)

口座振替日
3月25日(金)



忘れないよう、早めに準備しましょう！